

虐待防止のための指針

初版

2024 年（令和 6 年）2 月

一般財団法人三友堂病院

三友堂介護医療院

目次

1.虐待防止に関する基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・	3
2.虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関する事項・・・・・・・・	3
3.虐待防止のための職員研修に関する基本方針・・・・・・・・	4
4.虐待が発生した場合の対応方法に関する基本方針・・・・・・・・	4
5.虐待等が発生した場合の相談及び報告に関する事項・・・・・・・・	4
6.成年後見制度の利用支援に関する事項・・・・・・・・	4
7.虐待等に係る苦情解決方法に関する事項・・・・・・・・	4
8.入所者等に対する当該指針の閲覧に関する事項・・・・・・・・	4
9.その他虐待防止の推進のために必要な事項・・・・・・・・	5

1.虐待防止に関する基本的な考え方

三友堂介護医療院（以下、「当施設」という。）では、入所者の人権を尊重し、下記の虐待の定義の発生の防止に努めるとともに、早期発見、早期対応及び再発防止について、すべての職員がこれらを認識し、本指針を遵守して、高齢者福祉の増進に努めるものとする。

【虐待の定義】

虐待とは、職員等から入所者に対する次の各項に該当する行為をいう。

(1) 身体的虐待

入所者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

(2) 介護・世話の放棄・放任

入所者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の入所者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

(3) 心理的虐待

入所者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応、又は不当な差別的言動、著しい心理的外傷を与えること。

(4) 性的虐待

入所者にわいせつな行為をすること。又は入所者にわいせつな行為をさせること。

(5) 経済的虐待

入所者の財産を不当に処分すること、入所者から不当に財産上の利益を得ること。

2.虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関する事項

虐待の防止及び早期発見への組織的対応を図ることを目的に、次のとおり「虐待防止検討委員会」を設置するとともに、虐待防止に関する責任者等を定めるなど必要な措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止検討委員会

①虐待防止検討委員会（以下、「委員会」という。）の委員長は施設長とする。

②委員会の構成員は次のとおりとする。

委員長：施設長

委員：看護職員

委員：介護職員

委員：リハビリ職員

委員：介護支援専門員

委員：管理栄養士

※必要時他職員も参加できるものとする。

③委員会は、次のとおり開催する。

・定期開催 3ヶ月に1回、第2水曜日 15時40分より開催

・緊急開催 虐待等が発生した場合、その都度開催する。

④委員会の審議事項

- ・虐待防止検討委員会の組織に関すること。
- ・虐待の防止のための指針の整備に関すること。
- ・虐待防止のための職員研修に関すること。
- ・虐待等について、職員が相談・報告できる体制の整備に関すること。
- ・虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の防止策及びその防止策を講じた場合の効果についての評価に関すること。
- ・審議された内容を周知するとともに、虐待防止対策が適正に行われるよう必要な措置を講ずるものとする。

3.虐待防止のための職員研修に関する基本方針

- (1) 職員に対する虐待防止のための研修内容として、虐待等の防止に関する基礎的内容等の知識を普及・啓発するものであるとともに、この指針に基づき虐待の防止の徹底を図る内容とする。
- (2) この指針に基づく研修は、年2回の研修に加え、新規職員採用時には必ず行い、研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等の記録を残すものとする。

4.虐待が発生した場合の対応方法に関する基本方針

- (1) 虐待若しくは虐待が疑われる事案を発見した場合には、入所者の安全及び安心の確保を最優先に努め、受診が必要な場合は、事故発生時の手順に準じて対応する。
- (2) 虐待等が発生した場合には、速やかに市町村に報告するとともに、その原因の除去に努める。客観的な事実確認の結果、虐待等が職員等であったことが判明した場合には、役職位の如何を問わず、就業規則に基づき適切に処分する。
- (3) 緊急性が高い事案の場合には、市町村及び警察等の協力を仰ぎ、入所者の権利と生命の保全を優先する。

5.虐待等が発生した場合の相談及び報告に関する事項

- (1) 虐待事案は、虐待を裏付ける具体的な証拠がなくても、入所者の様子の変化を迅速に察知し、それに係る確認や施設長への報告を行う。
- (2) 虐待若しくは虐待が疑われる事案を発見した職員は、施設長及び市町村に第一報として報告を行うとともに、施設長は家族に誠意をもって対応し、虐待の実態、経緯、背景等の調査及び再発防止策を速やかに行う旨を伝えることとする。
- (3) 施設長は、虐待防止委員会で議論した虐待の実態、経緯、背景及び再発防止策を家族等及び市長村に報告する。

6.成年後見制度の利用支援に関する事項

入所者またはその家族に対して、利用可能な成年後見制度について説明し、その求めに応じ、社会福祉協議会等の適切な窓口を案内する等の支援を行う。

7.虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

虐待に係る苦情が生じた場合、誠意をもって対応するとともに、市町村、国民健康保険においても苦情を受け付けている旨を家族等に伝えるものとする。

8.入所者等に対する当該指針の閲覧に関する事項

この指針は、当施設に掲示するとともにホームページに掲載し、いつでも自由に閲覧することができる。

9.その他虐待防止の推進のために必要な事項

3に定める研修の他、関係機関等により提供される虐待防止に関する研修会等には積極的に参加し、入所者の権利擁護とサービスの質の向上を図るよう研鑽に努める。

(附則)

この指針は、2024年（令和6年）2月1日より施行する。